

# 岐阜県公報

第 六 百 十 三 号  
令 和 七 年 八 月 八 日

(金曜日)

## 目 次

### 告 示

土砂災害警戒区域の指定解除

土砂災害特別警戒区域の指定解除

土砂災害警戒区域の指定

土砂災害特別警戒区域の指定

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

### 公 示

土地改良区役員の就任

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可

(砂 防 課) 三三三<sup>ベ</sup>

(同) 三三五

(同) 三五六

(同) 三五七

(身体障害者更生相談所) 三三七

(可茂農林事務所) 三三九

(同) 三五九

(同) 三六〇

## 告 示

岐阜県告示第三百六十三号

土砂災害警戒区域の指定(平成二十二年岐阜県告示第二百五十五号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

| 区域の名称 | 区域の所在地    | 区域の表示  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|--------|---------------------|
| 焼谷    | 高山市一之宮町焼谷 | 次図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

〔「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百六十四号

土砂災害警戒区域の指定(平成二十二年岐阜県告示第二百十号)のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|       |                             |                     |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 指 定 の 区 域                   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 西ヶ洞   | 高山市清見町夏廐<br>(次の図に示すとおりとする。) | 急傾斜地の崩壊             |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十五号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|        |              |         |                     |
|--------|--------------|---------|---------------------|
| 区域の名称  | 区域の所在地       | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 下土佐垣内1 | 高山市三福寺町下土佐垣内 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 北山     | 高山市三福寺町下土佐垣内 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 中島     | 高山市下岡本町中島    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 城ヶ崎    | 高山市三福寺町半ノ田   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 山王洞1   | 高山市西之一色町3丁目  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十六号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第一百一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|       |          |         |                     |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地   | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 家脇洞   | 高山市荘川町新淵 | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 北洞谷   | 高山市荘川町猿丸 | 次の図のとおり | 土石流                 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第三百三十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|       |          |         |                     |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地   | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 小樽    | 関市上之保向イ嶋 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百五十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|       |           |                               |                     |
|-------|-----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地    | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|       | 高山市一之宮町焼谷 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|       |       |                     |                        |
|-------|-------|---------------------|------------------------|
| 区域の名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|-------|---------------------|------------------------|

西ヶ洞  
高山市清見町夏廐  
（次の図に示すとおりとする。）  
急傾斜地の崩壊  
次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|        |              |                               |                     |
|--------|--------------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称  | 区域の所在地       | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 下土佐垣内1 | 高山市三福寺町下土佐垣内 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 北山     | 高山市三福寺町下土佐垣内 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 中島     | 高山市下岡本町中島    | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 城ヶ崎    | 高山市三福寺町半ノ田   | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 山王洞1   | 高山市西之一色町3丁目  | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年

岐阜県告示第百四号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|       |          |                              |                     |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地   | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 家脇洞   | 高山市荘川町新渚 | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |
| 北洞谷   | 高山市荘川町猿丸 | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十二年岐阜県告示第百三十二号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|       |          |                              |                     |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地   | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 小樽    | 関市上之保向イ嶋 | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|        |              |         |                     |
|--------|--------------|---------|---------------------|
| 区域の名称  | 区域の所在地       | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 焼谷     | 高山市一之宮町焼谷    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 西ヶ洞    | 高山市清見町夏廐     | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 下土佐垣内1 | 高山市三福寺町下土佐垣内 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 北山     | 高山市三福寺町下土佐垣内 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 中島     | 高山市下岡本町中島    | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 城ヶ崎    | 高山市三福寺町半ノ田   | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 山王洞1   | 高山市西之一色町3丁目  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 家脇洞    | 高山市荘川町新渚     | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 北洞谷    | 高山市荘川町猿丸     | 次の図のとおり | 土石流                 |

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、

同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|       |          |         |                     |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地   | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 小樽    | 関市上之保向イ嶋 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|         |               |                              |                     |
|---------|---------------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称   | 区域の所在地        | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 焼谷      | 高山市一之宮町焼谷     | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |
| 西ヶ洞     | 高山市清見町夏厩      | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |
| 下土佐垣内 1 | 高山市三福寺町下土佐垣内  | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |
| 北山      | 高山市三福寺町下土佐垣内  | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |
| 中島      | 高山市下岡本町中島     | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |
| 城ヶ崎     | 高山市三福寺町半ノ田    | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |
| 山王洞 1   | 高山市西之一色町 3 丁目 | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|       |          |                              |                     |
|-------|----------|------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地   | 区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 小樽    | 関市上之保向イ嶋 | 次の図のとおり                      | 急傾斜地の崩壊             |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|      |       |   |                                |
|------|-------|---|--------------------------------|
| 担当科目 | 医師氏名  | 勤務場                                     | 指定年月日                          |
| 外 科  | 櫻谷 卓司 | 岐阜県厚生農業協同組合連合会<br>岐阜・西濃医療センター<br>西濃厚生病院 | 揖斐郡大野町下磯二九<br>三番地一<br>令和七 七 二六 |



公 示

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

就任した役員

| 土地改良区名       | 就任年月日   | 役名 | 氏名      | 住 所                |
|--------------|---------|----|---------|--------------------|
| 木曾川右岸用水土地改良区 | 令和七・七・八 | 理事 | 尾 關 守   | 美濃加茂市下米田町西脇二一九九番地七 |
| 連合           |         | 理事 | 堀 部 勝 広 | 加茂郡七宗町神淵一四七五九番地七   |
|              |         | 監事 | 井 戸 亨   | 加茂郡富加町羽生 一九〇〇番地    |

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

| 土地改良区名       | 退任年月日   | 役名 | 氏名      | 住 所               |
|--------------|---------|----|---------|-------------------|
| 八百津町         | 令和七・七・五 | 理事 | 金子 政 則  | 加茂郡八百津町八百津三八八三番地  |
| 木曾川右岸用水土地改良区 |         | 同  | 長谷川 豊 治 | 加茂郡八百津町和知二二三二番地二  |
|              |         | 同  | 青山 正 光  | 加茂郡八百津町野上一〇三一番地一  |
|              |         | 同  | 山 田 一 夫 | 加茂郡八百津町野上 八八番地五   |
|              |         | 同  | 大 脇 好 男 | 加茂郡八百津町野上一八二番地二の二 |
|              |         | 同  | 西 山 誠   | 加茂郡八百津町和知 九二九番地   |
|              |         | 同  | 小 島 一 男 | 加茂郡八百津町和知 一四四番地二  |
|              |         | 同  | 渡 邊 一 男 | 加茂郡八百津町上牧野一〇八一番地三 |
|              |         | 同  | 山 田 久 之 | 加茂郡八百津町上飯田六六三番地一  |
|              |         | 監事 | 清水 敏 之  | 加茂郡八百津町野上一三七二番地二  |
|              |         | 同  | 海 老 茂   | 加茂郡八百津町和知 二三九六番地  |
|              |         | 同  | 村 瀬 宏 明 | 加茂郡八百津町和知一七八八番地一  |

就任した役員

| 土地改良区名       | 就任年月日   | 役名 | 氏名      | 住 所                |
|--------------|---------|----|---------|--------------------|
| 八百津町         | 令和七・七・六 | 理事 | 金子 政 則  | 加茂郡八百津町八百津三八八三番地   |
| 木曾川右岸用水土地改良区 |         | 同  | 渡 邊 一 男 | 加茂郡八百津町上牧野一〇八一番地三  |
|              |         | 同  | 林 直 美   | 加茂郡八百津町野上一二七四番地一   |
|              |         | 同  | 宮 島 孝 美 | 加茂郡八百津町和知一九〇八番地一の一 |
|              |         | 同  | 伊 藤 正 吉 | 加茂郡八百津町和知三七四三番地二   |
|              |         | 同  | 遠 藤 昭 良 | 加茂郡八百津町和知 二二八〇番地   |

- 同 西山 信行 加茂郡八百津町和知一五七七番地二
- 同 後藤 一夫 加茂郡八百津町和知 五八番地五
- 同 山田 久之 加茂郡八百津町上飯田六六三番地一
- 同 遠藤 京子 加茂郡八百津町和知二二五八番地二
- 監事 青山 光治 加茂郡八百津町野上 三一一番地二
- 同 海老 茂 加茂郡八百津町和知 二二九九番地
- 同 村瀬 宏明 加茂郡八百津町和知一七八八番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年八月八日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

|                |          |
|----------------|----------|
| 土地改良区名         | 認可年月日    |
| 木曾川右岸用水土地改良区連合 | 令和七・七・三〇 |

令和七年八月八日発行

発行者 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社